

日本農業法人協会の概要と会員向けサービスについて

< 目次 >

I 現状	1
II 会員概況 (2020農業法人実態調査抜粋)	2
III 当協会の主な活動	
(1) 調査・政策提言活動	6
(2) 次世代農業サミット、就職氷河期支援事業	15
(3) 保険、情報提供、その他、アグリサポート倶楽部 Farm Loveイベント	17

令和4年8月

公益社団法人日本農業法人協会



I-1. 【現状】 日本農業法人協会の現状

日本で唯一の全国的な農業法人のネットワーク組織

(名 称) 公益社団法人日本農業法人協会

(所在地) 東京都千代田区二番町 9 - 8 中央労働基準協会ビル 1F

(設立日) 平成 11 年 6 月 28 日

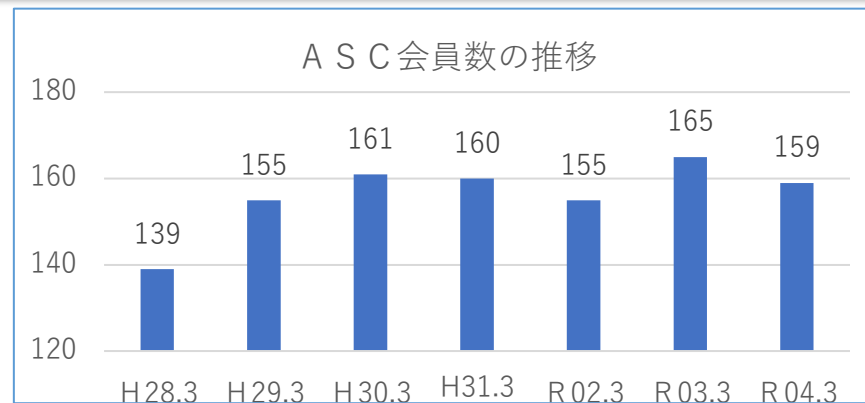
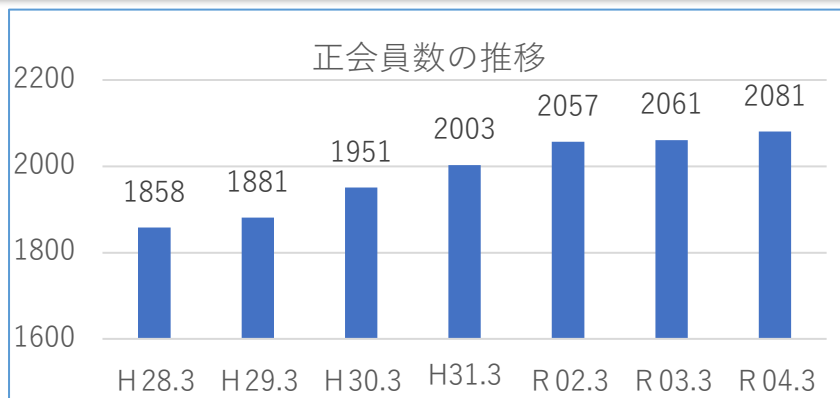
(目 的) わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与する

(会 員) 正会員：**2,091**

賛助会員：（一社）全国農業会議所、J A 全中、J A 全農、農林中央金庫、J A 共済連、（一社）全国農業経営コンサルタント協会、（一社）日本フードサービス協会

アグリサポート倶楽部会員：164

（会員数は令和4年 8 月 1 日現在）



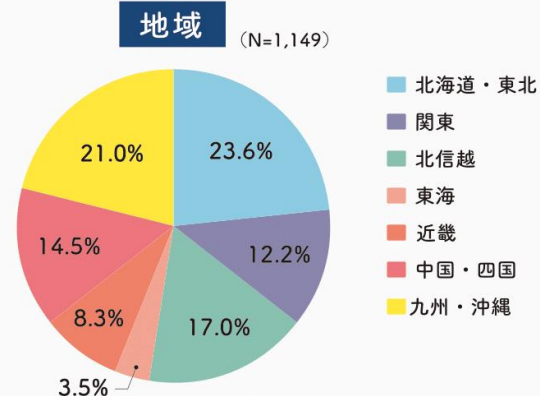
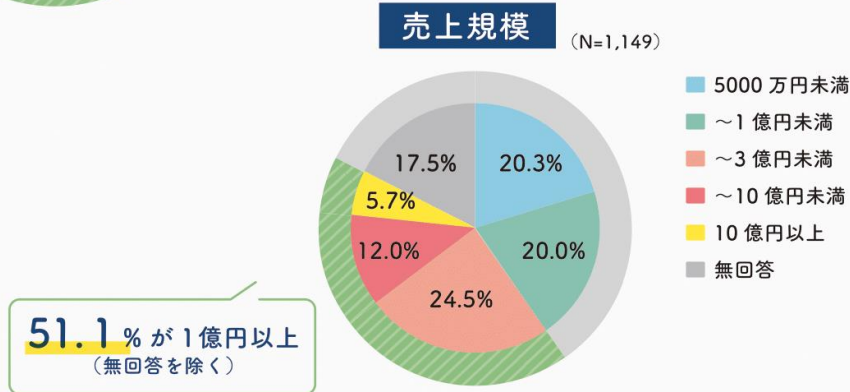
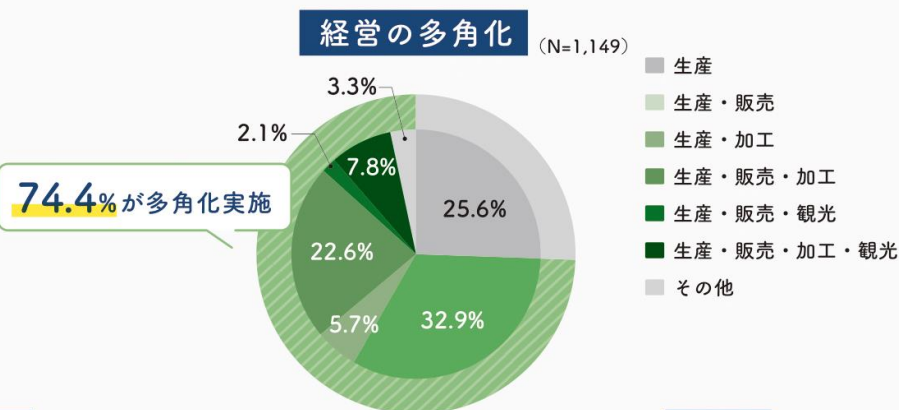
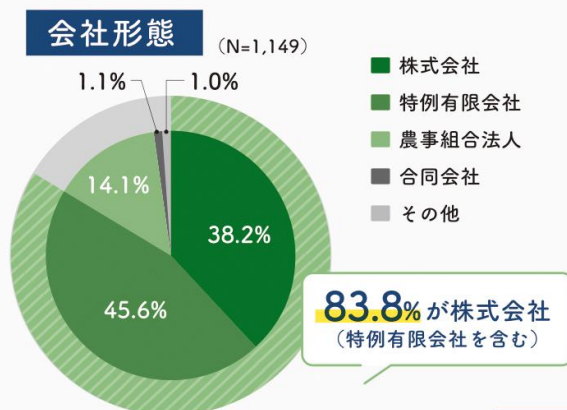
II 会員概況

会員概況 (2020農業法人白書抜粋)

調査名	調査期間	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
農業法人実態調査	2020年11月～2021年3月	2,044	1,149	56.2%

調査対象：公益社団法人日本農業法人協会会員

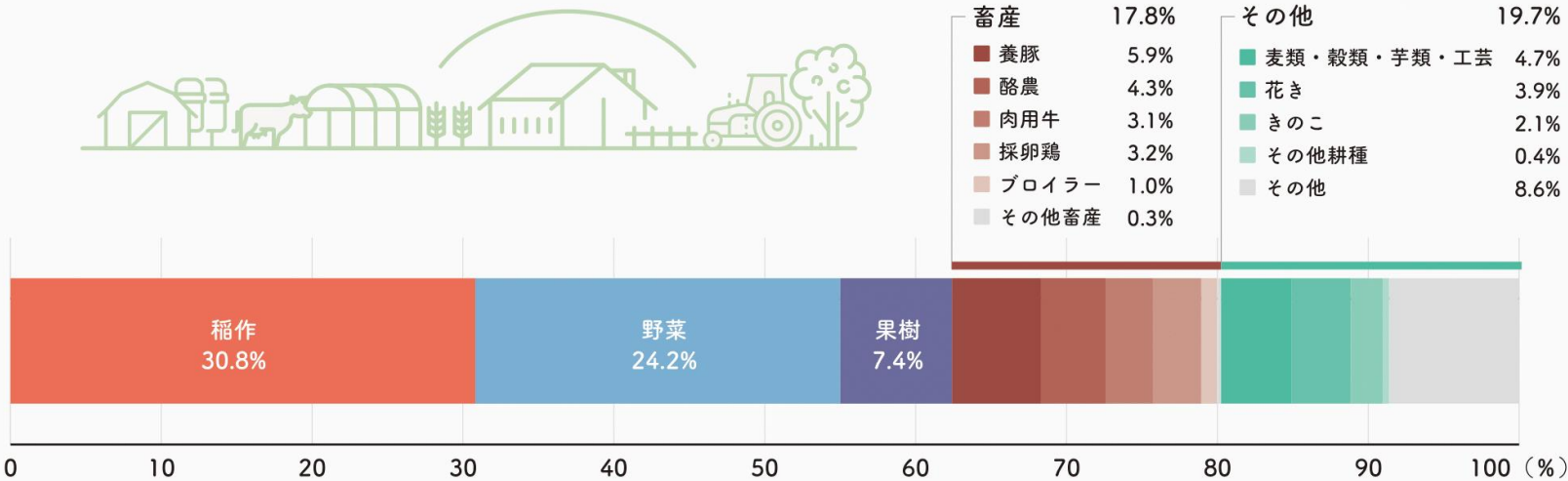
実施方法：郵送留置法



Ⅱ 会員概況

業種 (2020農業法人白書抜粋)

業種 (N=1,149)



経営規模＜土地利用型＞（2020農業法人白書抜粋）

- 全国平均と比べ、当協会会員の経営規模は「稲作」36.2倍、「露地野菜」34.3倍、「果樹」20.3倍、「施設園芸」9.5倍。
- 「稲作」を15ha以上耕作している経営体の割合は、当協会会員は92.3%、全国は1.8%。

耕種

- …当協会会員平均
稲作 N=351
露地野菜 N=132
果樹 N=80
- …全国平均※



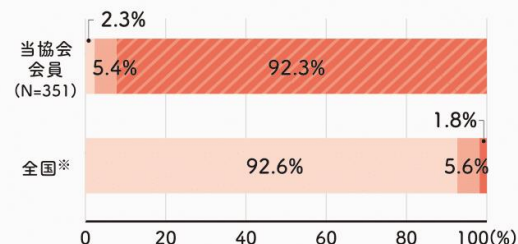
施設園芸

- …当協会会員平均
施設野菜、施設花き・花木 N=159
- …全国平均※



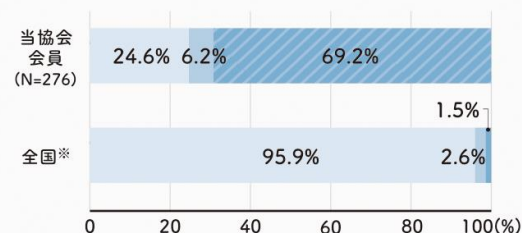
稲作

- 5ha以下
- 5ha～15ha
- 15ha以上



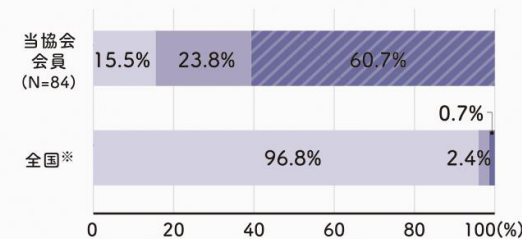
野菜

- 5ha以下
- 5ha～10ha
- 10ha以上



果樹

- 3ha以下
- 3ha～5ha
- 5ha以上

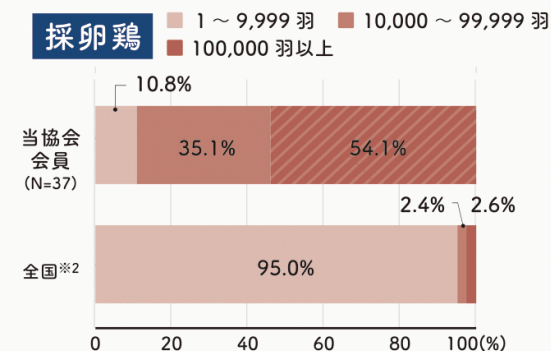
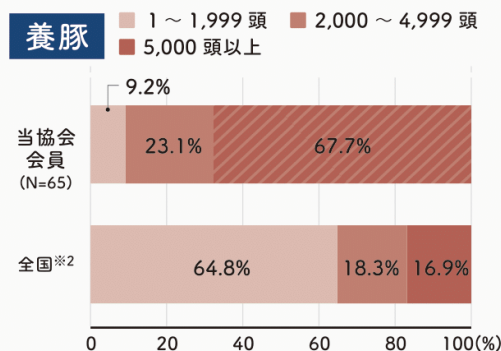
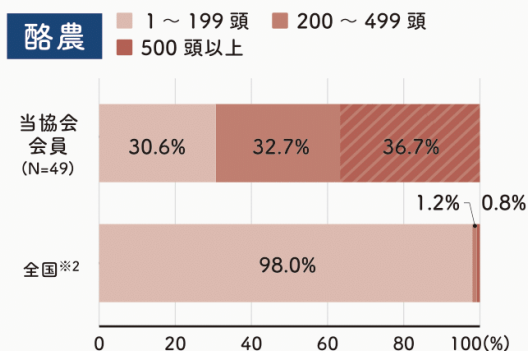
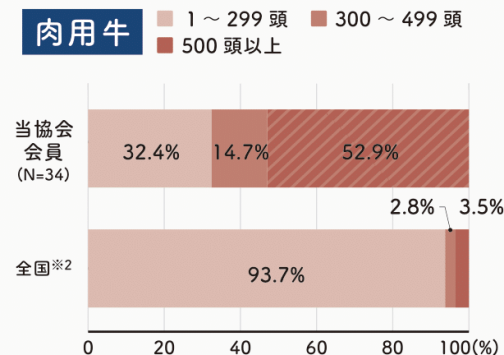
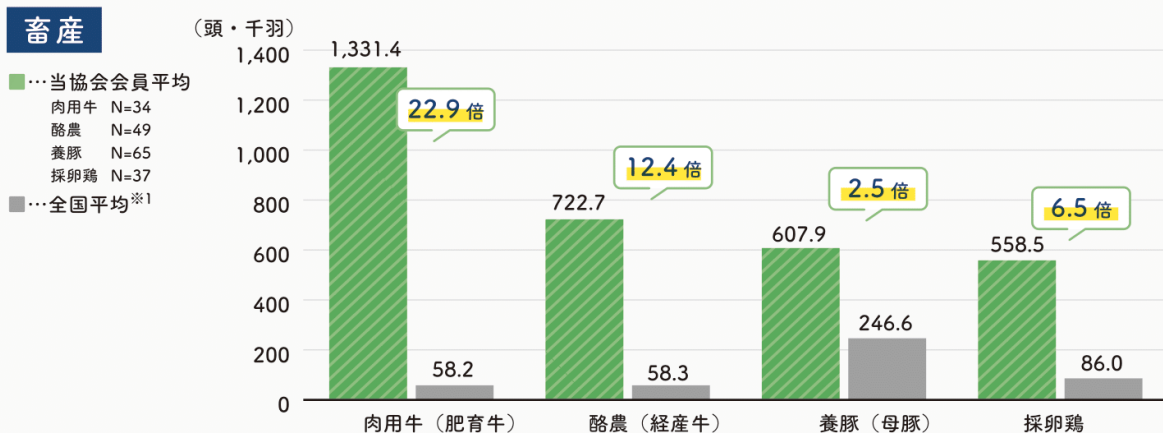


※「2020年農林業センサス」（農林水産省）（<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/index.html>）をもとに（公社）日本農業法人協会作成。（以下、「2020年農林業センサス」と表記）

II 会員概況

経営規模＜畜産＞（2020農業法人白書抜粋）

- 全国平均と比べ、当協会会員の経営規模は、「肉用牛」22.9倍、「酪農」12.4倍、「養豚」2.5倍、「採卵鶏」6.5倍。
- 規模階層別で全国割合と比較すると、当協会会員は大規模層が多いことがうかがえる。



※1 「畜産統計調査」（農林水産省）（<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/>）をもとに（公社）日本農業法人協会作成。

※2 2020年農業センサス

Ⅲ－(1). 【当協会の主な活動】 調査・政策提言活動 会員意見等を集約し、毎年プロ農業経営者からの提言を行っています

日本農業法人協会の政策提言(概要)

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言
～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

令和4年4月7日 公益社団法人 日本農業法人協会

目指す経営の姿

- 我々は、農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。
- 会員は我が国の農業経営のリーダーとして自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の経営改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献する。

政策提言の主な事項

1 基本的な考え方	■ 経営環境が厳しくなる中、農地の集積・集約化、経営環境整備など農政改革の方向を堅持し、より一層、定着発展させること。 ■ 成長産業化に向けた取り組みを行う担い手を対象とした経営安定対策を推進すること。
2 人と農地の問題 解決	■ 農地バンクを活性化させ所有者不明農地なども含め、地域の担い手に農地を集約させるようにすること。 ■ 担い手への農地の集積・集約化にあたり、大区画化など基盤整備事業により効率的な生産ができる状況を整備すること。
3 担い手の育成・ 発展	■ 生産技術だけではなく IT の活用や高度化する経営に対応できる人材を育成するための環境を整備すること。 ■ 労働力不足は慢性的な課題であるため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。
4 農業所得の向上と 国際競争力の強化	■ 農業競争力強化プログラムに基づく流通などの構造改革等を推進し、農業経営を安定・発展させる流通システムを構築すること。 ■ 農業者の創意工夫に基づく自由な経営ができるよう、農業関係の規制改革を進めること（農地転用規制など）。
5 営農類型別の政策 課題	■ 米は需要に応じた生産を進め、農地の機能に関係なく転換作物への支援は、需要のある作目の生産に対して行うこと。 ■ 国内での飼料作物生産及び施設の整備をさらに推進するとともに、より一層、耕畜連携を進めること。
6 みどりの食料シス テム戦略の実現	■ 2050年の目標達成に向け、農業法人は食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業に積極的に取り組む。 ■ 有機農産物をはじめ農産物に対する消費者の理解を促進し、消費拡大及び有機農産物の再生産ができる施策を講じること。
7 農業を継続できる 仕組みの整備	■ 新型コロナウイルスの感染症の拡大や頻発する災害、資材価格の高騰、家畜伝染病などに対応し、農業者が安心して継続して経営に取り組めるよう、農業経営のセーフティネットである収入保険等を充実させ、加入を促進すること。

- 新型コロナウイルスの感染症の拡大、少子・高齢化、貿易交渉の進展等のなかで、農業は新たな時代に対応するための変革を求められている。
- しかし、政策面での課題は政策面で解決することが必要。このため、日本農業の一層の発展、目指す経営の姿の実現に向け、政策提言を行う。

- 日本農業法人協会は、「食料・農業・農村基本法」の理念を踏まえ、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意のあるプロ農業法人の全国組織。

調査・政策提言の施策への反映状況【未定稿】

(令和4年4月)

過去5年の政策提言で施策に反映された主なもの（見込み含む） <抜粋>

No.	内容	措置事項	年度
1	農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の見直し	通知による許可申請手続きの簡素化の再周知徹底	令和3年度
2	業種横断的な規制（畜舎建築規制等）の農業分野に対する適用の適格化	新法による畜舎建築規制の緩和	令和4年度
3	消防法に基づく規制の見直し	特例制度運用の全国的な統一化	令和4年度
4	農産物検査の見直し①	検査方法など制度の見直し	令和3年度
5	農産物規格・検査の見直し②	表示の緩和など制度の見直し	令和3年度
6	肥料取締法の見直し	配合肥料生産の可能など制度見直し	令和2年度
7	物流の効率化	関係者による検討を開始	令和2年4月 中間報告
8	農地中間管理事業の見直し	法改正による手続きの簡素化等	令和元年度
9	農地所有適格法人の要件緩和	法改正による要件の緩和	令和元年度
10	認定農業者制度の広域認定	法改正による広域認定制度創設	令和2年度
11	コンクリート張り農地の取扱い範囲の拡大	法改正による制度見直し	平成30年度
12	令和2年3月末で経過措置が撤廃される農事用電力制度の継続	経過措置を継続	令和2年度
13	種子・種畜・種苗・農薬の安定的な確保に向けた国家戦略の確立	経過措置を継続	令和3年度

調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】 （令和4年4月）

項目	1 農耕トラクタの特殊車両通行許可手続きの簡素化についての周知徹底 （令和3年3月「農業用トラクタ公道走行に関する会員の声」アンケート結果）	2 業種横断的な規制（畜舎建築規制等）の農業分野に対する適用の適格化 （令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-（2）） （令和元年12月6日「畜舎等の建築規制等に関する要請」）
提言内容	➤ 許可申請時の申請書類の削減、申請書の作成方法の明確化（分かりづらい）、複数書類の作成の省略などのほか、許可制度の周知、全幅規制の緩和等。	➤ 一般的な建築物と畜舎等では、利用実態が大きく異なることから、畜舎等に対しては建築基準法を適用除外とするなど、業種横断的な法規制の適用に当たっては農業現場の実情を十分に踏まえた運用とするべき。
政策・施策の措置概要	➤ 令和4年3月29日付け国土交通省道路局道路交通管理課長通知で以下について、再度周知徹底。 ➤ 申請経路が2以上の道路管理者の管理道路に係るもので、国が管理する道路を含む場合は国に申請、都道府県又は指定市のみが管理する道路を含む場合は、1の都道府県又は指定市に申請をすることで可。 ➤ 自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とする。 ➤ 「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日建設省道交発第99号、同道企発第57号道路局道路交通管理課長、同企画課長通達）別添第2章表-2.1の例外として、その規定によらず通行条件を決定することを可。 ➤ 詳細な通行ルート指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請し、許可できる。このため、道路管理者は、審査に不必要な場合には、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないようにする。 ➤ 農耕トラクタの特車申請マニュアルを作成し、国土交通省HPに掲載。	➤ 令和元年6月21日付「規制改革実施計画」（閣議決定）において、畜舎に関する規制の見直しが検討対象として掲げられ、令和元年に検討を開始し、同2年上期までに結論を出し、同3年上期までに措置すべきとされた。 ➤ 上記に基づき、令和2年2月～3月にかけて農水省が「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」を開催（当協会も、意見書を提出）。令和2年5月26日開催の規制改革推進会議農林水産WGにおいて、畜舎に関する規制の見直しが議題に上がり、建築基準の見直しについて検討が加速。 ➤ また、令和2年7月17日閣議決定された「規制改革実施計画」において、畜舎に関する規制の見直しが記載され、一定の基準の下、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法についての法律案を整備すると共に、並行して、法律案に含まれる基準の具体的内容の検討及び消防法規制についても検討。 ➤ これを受け「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が令和3年5月19日に交付され、令和4年4月施行予定。

調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】 （令和4年4月）

項目	3 消防法に基づく規制の見直し (令和2年5月22日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-4-(6)②) (令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(2))	4 農産物検査の見直し① (令和2年5月22日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-4-(6)①・③) (令和2年1月31日「農産物検査法に関する要請」) (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-(3))
提言内容	➤ 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（畜舎、園芸施設等）に関する建築規制、農産物検査法などの各種規制を順次、抜本的に見直すが必要。 ➤ 特に、建築規制については、主要輸出国における建築規制の実態をよく調査し、国際競争力の向上の観点から、規制を徹底して見直すことが必要。 ➤ また、消防法に基づく規制についても、同様の観点から見直すことが求められる。	➤ 米穀の農産物検査の見直しにあたっては、農業者のコスト低減、所得向上につなげると共に、農業者の創意工夫や米の優良性が、消費者に伝わり、米の消費拡大を促す仕組みになるよう検討を進めることが必要。
政策・施策の措置概要	➤ 上記 2 の畜舎の建築規制の見直しに関連し、畜舎の防火面についても検討。 ➤ 規制改革推進会議（令和3年6月1日答申）を受け、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を開催し、畜舎における消防用設備等の特例基準について検討。 ➤ この結果、総務省消防庁は令和3年11月16日に「畜舎のほか、関連施設や堆肥舎について、一定の要件を満たす場合は、消防用施設などの設置について消火器以外のものは原則不要などとする特例基準を適用することが適当」であるとする検討結果を公表。 ➤ 上記 2 の「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の施行時期（令和4年4月1日）を目途に、上記特例基準のあり方を消防機関及び畜産関係者に周知。	➤ 農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、令和3年5月に「とりまとめ」を公表。 ➤ 「とりまとめ」を踏まえ、令和3年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、同年12月には機械鑑定を前提とした農産物検査規格等の内容について有識者から了承を得たところ。なお、これらには当協会会員が実務的等作業に協力。 ➤ この結果、 ① 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（令和4年産米から適用） ② サンプリング方式の見直し（令和3年産米から適用） ③ 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止（令和3年産米から適用） ④ 銘柄の検査方法等の見直し（令和4年産米から適用） ⑤ 荷造り・包装規格の見直し（令和4年産米から適用） ⑥ AI画像解析などによる次世代穀粒判別器の開発（令和3年度予算措置済） ⑦ 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し（令和2年度措置済） が措置。

調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】 （令和4年4月）

項目	5 農産物規格・検査の見直し② （令和2年1月31日「農産物検査法に関する要請」 （平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-（3））	6 肥料取締法の見直し （令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-（6））
提言内容	➢ 農産物検査は、米穀等の品種や産地、品位、産年を証明する検査であり、国が統一した規格を定めることで流通段階において円滑な取引が行われてきたが、米流通の多様化により生産者から実需者への直接販売拡大など、規格が取引に利用されないケースが増えてきている。しかし、生産者側としては、取引には利用されないにもかかわらず、農産物検査が米のいわゆる3点セット表示（産地、品種、産年）や収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等の国の交付金の交付要件となっていることから、検査費用や繁忙期における書類作成負担などのコストを要して検査をしている状況。 ➢ そのため、法律に基づく一律の規格・検査は廃止し、検査を受けなくても米トレーサビリティ法に基づく表示を可能とし、国の交付金の交付対象とするなどの見直しを行うべき。	➢ 家畜排せつ物や産業副産物は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、肥料として有用であるが重くて散布しにくい等の理由から、近年、堆肥施用量は減少している。また、窒素・りん酸・加里中心の画一的な施肥の連用により、地力が低下し、収量の低下等が懸念されている。このように生産現場が大きく変化しているにもかかわらず、肥料取締法では堆肥と化学肥料を配合することを原則認めておらず、農業者は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要がある。 ➢ また、有用であるが制度の制約により、肥料原料として利用できない産業副産物が多く存在している。土づくりに役立つ家畜ふん堆肥やその他の低コストな副産物原料の肥料利用など、地域資源の有効活用等を進め、地力回復や収量確保を追求するプロ農業者のニーズに応えた肥料生産が可能となるよう、速やかに肥料の法制度を見直すべき。
政策・施策の措置概要	➢ 令和2年1月31日開催の規制改革推進会議農林水産WGにおいて、農産物規格・検査に関する規制が議題に上がり、当協会がヒアリングを受け、要請書を提出。 ➢ 要望書の内容にそった規制改革計画（令和2年7月17日）が閣議決定。その後、関係省庁において、必要な検討を実施。 ➢ その結果、農産物検査を受けなくても、産地、品種、産年の3点セット表示が可能（令和3年7月～）になったほか、ナラシ対策等の国の交付金対象とされた（令和3年4月～）。	➢ 普通肥料と特殊肥料を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料などの生産を可能に見直し。 ➢ 登録済の肥料同士の配合に加え、造粒等を行った肥料も届出だけで生産可能に見直し（以上、令和2年12月施行）。 ➢ 成分量等の表示に加え、肥料の効果の発現時期（緩効性）等の肥料の効果に関する表示についても基準を定められるよう見直し（令和3年12月施行）。

項目	7 物流の効率化 (令和元年6月13日「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-1-(1))	8 農地中間管理事業の見直し (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(1))
提言内容	➤ 物流業界の人材不足を背景に、物流コストの上昇だけでなく配送も困難な事態が見られる他、農業者はドライバーの負担軽減に向けた協力も求められている。今後、状況はさらに深刻化することが確実であり、食料を安定供給する上で農産物流通の効率化は極めて重要な課題である。 ➤ 物流の効率化・最適化に向けて、国土交通省、経済産業省及び農林水産省が一丸となって地域や業種の垣根を越えた幅広いデータの収集・分析を行い、大きな戦略を描いた上で個々の施策を立案すべき。また、配車・積載情報等の共有・透明化する業種・業者横断の全国的なトラックの空車情報のプラットフォーム等のシステム構築に向けて、省庁や事業者の枠組みを越えて取組み、効率化によるコストの抑制に繋げるべき。	➤ 農地中間管理機構が行う事業については、担い手にとって使いやすい基盤整備の一層の推進や意欲ある担い手への農地集積・集約化が進むよう、農地の受け手となる地域のリーダーの育成・確保と一体的な制度に改善を図るべき。 ➤ また、借受けまでの期間短縮や書類作成等の事務手続きの簡素化を進めるとともに、農地利用集積円滑化事業などの農地の賃借に係る類似制度については可能な限り農地中間管理事業へ一本化し、農地の集約化が強力に進むような制度とするべき。 ➤ なお、今後は農地の出し手が増えることで、徐々に担い手へ農地の集積が進むことが見込まれるが、売買ではなく集約化しやすい賃借を推進するような施策を検討する必要がある。
政策・施策の措置概要	➤ 農林水産省、国土交通省、経済産業省と合同で関係者の相互理解の下、サプライチェーン全体で一貫した合理化対策を検討するため、地方自治体、発荷主・運送業・着荷主の団体等からなる「食品流通合理化検討会」（令和元年10月～）を設置。 ➤ 令和2年4月にこれまでの検討結果を「食品流通の合理化に向けた取組について（第1次中間取りまとめ）」として、論点、課題、対応策を取りまとめ。	➤ 令和元年5月17日に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立。 ➤ これにより、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一本化、借受けまでの期間短縮や書類作成等の事務手続きが簡素化（配分計画案の縦覧、利用状況報告の廃止）。

項目	9 農地所有適格法人の要件緩和 (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-(2)-②)	10 認定農業者制度の広域認定 (平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅰ-1-(2)) (平成29年6月15日「農業の成長産業化と地方創生に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅰ-1-(2)-②)
提言内容	➤ 広域あるいは複合での大規模農業経営を営むに当たって、持株会社体制への移行を含め複数法人における役員として経営をする場合、すべての法人において農地所有適格法人の議決権・役員要件を満たすことが現行制度上不可能となっているため、要件については柔軟に運用を行うべき。	➤ 認定体制について、現在と将来を見据えた農業経営の実態に即して見直し、特に、広域で営農する農業法人等については、国や都道府県が認定を行うとともに、地域産業の維持・雇用創出に意欲的に取り組む農業経営を支援する税制措置などの優遇措置を検討するべき。
政策・施策の措置概要	➤ 令和元年5月17日に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立。 ➤ これにより、役員のグループ会社間の兼務が可能となるよう、常時従事要件を特例的に認める仕組み(※)が拡充。 ※ 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であり、役員又は重要な使用人(農場長等)のうち1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)	➤ 平成31年5月17日に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が可決・成立。 ➤ これにより、複数市町村で農業を営む農業者の場合、市町村に代わり、都道府県又は国が認定する仕組み等が創設(令和2年4月～)。

調査・政策提言活動 施策への反映状況【未定稿】 （令和4年4月）

項目	11 コンクリート張り農地の取扱い範囲の拡大 （平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-2-（2）-③）	12 令和2年3月末で経過措置が撤廃される農事用電力制度の継続 （平成30年6月21日「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅲ-1-（5））
提言内容	➤ コンクリート張りをした農地の扱いにおいて、すでに転用等をしたものについても、農作物の栽培施設の底面等で農業者が希望する場合であれば、速やかに農地として取り扱うべき。	➤ 平成28年4月の電力小売りの全面自由化に伴い、かんがい排水や電照栽培等に対して低価格料金が設定されている農事用電力については、平成32年（2020年）3月末まで経過措置として存続しているところ。 ➤ 当該経過措置料金の撤廃は、土地改良区への賦課金増加や施設園芸における電気料の負担増等、農業経営に与える影響が大きいことから、引き続き同水準で供給するような制度や仕組みを講じるべき。
政策・施策の措置概要	➤ 本件については、規制改革推進会議農林WGにおいても議論。 ➤ 農水省などでの検討を経て、平成30年5月11日に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が可決・成立。 ➤ これにより、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しない取扱いとなった。	➤ 平成31年4月26日開催の「第17回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」の資料「電気料金の経過措置に関する報告書」において、令和2年4月以降は、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する供給区域のみ、経過措置料金が存続されるが、電力・ガス取引監視等委員会は、全ての供給区域について、指定旧供給区域として指定を行うことが適当と評価。 ➤ これに基づき、経済産業省は令和2年4月以降も全国すべての地域で、低圧需要向けの電気料金の経過措置を継続。

項目	13 種子・種畜・種苗・農薬の安定的な確保に向けた国家戦略の確立 (平成29年6月15日「農業の成長産業化と地方創生に向けたプロ農業経営者からの提言」Ⅱ-1-(4))
提言内容	▶ 世界規模での農薬・種子メジャーの再編が進む中で、安定的な資材調達を中長期的に実現するための国家戦略を確立すること。また、国産の種畜や種苗の研究開発を促進させるとともにブランド戦略を強化し、国産種苗等の特許を守るための体制も構築すること。
政策・施策の措置概要	▶ 種苗法の一部改正により、以下などを措置（令和3年4月1日施行）。 （1）育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようになるための措置（令和3年4月1日から） ① 登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。 ② 輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける。 （2）自家増殖の見直し（令和4年4月1日から） 育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。



コスト高騰の影響等 (コスト高騰緊急アンケート2022.5)

概 要

調査期間 : 2022年5月10日(火)～2022年5月18日(水) (9日間)
調査対象 : 公益社団法人日本農業法人協会正会員
調査方法 : WEB 又は FAX による回答
調査目的 : 農業生産現場におけるコスト高騰による農業経営への影響把握
有効回答 : 407先 (回答率: 19.6%/調査対象先数 2,080先)

<調査結果の要点>

- (1) 燃油・肥料・飼料価格は前年(1-5月)と比べ、約 98%が「高騰」又は「値上がり」
- (2) 農業資材等の高騰に対し、「使用量」や「購入量」を抑制して乗り切る動きもあるが、生産量を維持するため購入せざるを得ず「特に対応していない」が最多
- (3) 今後の農業資材等の供給見込みについては、78.8%が「不足する」
- (4) コスト高騰の影響による今年の生産量は 22.1%が「抑制した・抑制見込み」
- (5) コスト高騰の影響による今年の経営見通しは 43.8%が「マイナス」
- (6) また、今年の資金繰り見通しは、64.2%が「苦しい」
- (7) コスト高騰に伴う農産物への価格転嫁は 96.1%が「できていない」
- (8) 農業資材等を「国内調達」することにより、81.4%が「期待する」
- (9) 具体的な意見として、耕種では「肥料にも価格高騰時の支援制度創設」、畜産では「現行の配合飼料価格安定対策の見直しが必要」、耕畜共通の意見として「コストの価格転嫁のため、複雑な流通構造の見直し・簡素化が必要」などの声

Ⅲ－(2). 【当協会の主な活動】次世代農業サミットについて

■次世代農業サミット

若手農業者のネットワークの構築や次世代農業の創造・発展に向けた研修会を開催！

令和4年度はリアル開催・オンライン配信（予定）

全国交流大会

第9回 7/20(水)～21(木)
第10回 2月中

これまでの開催

①令和3年度実績：リアル・オンラインともに展開！

全国交流大会	第8回7/16(金) →オンライン（メイン）・リアル同時開催
オンライン交流会	5/21(金)、3/22(火)

②令和2年度実績：オンライン交流会

日程		内容
第1回	9/11	台風対策何してる？
第2回	10/16	いま求められる農産物とは？
第3回	11/20	販売戦略と強い農業を学ぶ
第4回	12/18	今年1年どうだった？
第5回	1/22	自己理解の様々な方法（適性診断）
第6回	2/19	カリスマ経営者に聞く①
第7回	3/19	同上 ②

先進的農業の発表や講演、グループ討論があなたのアグリビジネスを加速する

The next generation agricultural Summit

次世代農業サミット

集まれ！ニッポンの次世代農業者たち

日本の農業を変えよう

農業経営の発展に意欲ある農業者を募り「次世代農業サミット」を開催します。先進的な取り組みを行う農業経営者の経営体験を発表し、参加者間でのグループ討論を行い、その課題解決の本質を探ることで、経営ノウハウや知識を学びます。また、同じ悩みを抱え、奮闘する、信頼できる仲間のネットワークを構築し、次世代農業の創造及び発展につなげます。

- ・様々な経営体・規模の社長・幹部クラスの方の視点など興味深く、自身の着眼点の幅が広がりました！
- ・毎回出席するたびに一つ一つ疑問や悩みが解決できます！



参加者の声

・自分に合った使えるようなアイデアを沢山もらえるので、参加するたびにやりたいことが増えてしまい、困っています！（笑）



「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」

この事業では「就職氷河期世代（35歳～54歳）」の方※1を「訓練生」として募集を行い、職業訓練を受けて免許などの資格を習得して頂きます。職業訓練終了後、習得した資格を活かし農業分野で正規雇用等の安定就労をしていただくことを目的とし、就職まで一貫して支援致します。

【職業訓練実施スケジュール】

- 実施期間：令和2年～4年度（3年間）
- 募集回数：計9回（令和2年度：2回、令和3年度：4回、令和4年度：3回）
令和4年度 募集時期：4月・6月・9月（←最終募集）
- 募集人数：各回50名・計450名

【事業活用のメリット・特徴】

- ☑ 資格等習得の為の受講料が原則無料※2。
- ☑ 複数の資格から目的に合った資格を選択可能。※3
- ☑ 短期間で職業訓練の修了が可能。

【習得可能資格】

準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、フォークリフト運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、無人航空機（ドローン）操縦技能 等

農業法人に通算6か月以上非正規（パート・アルバイト）雇用されている方が、正規雇用転換を希望される際にも事業活用できます。詳しくは事務局へご相談ください！

- ※1 応募には別途条件がございます。
- ※2 テキスト代や交通費、保険料等については自己負担になります。
- ※3 複数の資格を希望される場合は条件がございます。

【お申込み・詳細について】

▶応募専用WEBサイトよりご確認ください。

<https://agujob.com/>

日本農業法人協会 就職氷河期

検索

<募集パンフレット>

就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業のご案内
期間:令和2・3・4年度



安定した就職をお望みの
35歳～54歳
※他要件有
 の方に朗報!

原則無料

日本の未来の「食」を支える

「人生100年時代」。
「農業」で「正社員」を
目指しませんか？

農業分野の職業訓練から就職支援まで、一貫してサポートをさせていただきます。
職業訓練では、職場見学・体験を行い、農業分野の「資格や免許等」が取得できます。



● 次頁で、農業分野や本事業を詳しく説明します。▶

農業分野の「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」は、厚生労働省委託事業として、(公社)日本農業法人協会が運営しております。

Ⅲ－(3).【会員サービス】 保険サービス

メリット

正会員向けに**割安・おトクな保険料**で加入できる団体保険制度を提供しています！！
「もしも」の時に備える**保険・サービスを各種ご用意しております。**

■ 会員限定 団体保険制度のご案内（保険等一覧）

No.	名称		概要	会員メリット
①	【毎年10月1日開始～1年間】 傷害補償制度	記名式 傷害保険	経営者、従業員向けのケガに備える普通傷害保険。加入者一人ひとりについて、複数の加入パターンから任意で選択可能。	団体割引等により、 5%の割引 ！！（2022年10月1日までの保険期間での適用となります）
		業務災害 補償保険	従業員等の労災事故等によるケガの補償や法律上のトラブル・訴訟リスク等の賠償補償に備える保険。事業所内の全ての方を包括して補償することが可能。	複数社からの見積り取得により、 保険料を比較の上、最適なものに加入できます！
②	【毎年4月1日開始～1年間】 食品あんしん制度		製造・加工、集荷販売した商品により、事故等が発生した際に保険金を支払う制度。（PL保険・食品リコール保険・品質費用保険）	団体割引の他、認証制度取得による 割引を用意 しています！
③	【毎年3月15日開始～1年間】 家畜再生産費用補償保険		家畜が事故や疾病により死亡した際に、代替家畜導入以降の飼育・肥育生産コスト等の経営継続費用の一部を補償する保険。	・加入 手続きが簡単 ！！ ・保険料が 割安 ！！ ※中途加入不可
④	【毎年3月1日開始～1年間】 使用者賠償責任保険		従業員の方等が業務上の事由により被った身体障害について、経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。	加入手続きが 簡単・わかりやすい ！！
⑤	【毎年3月25日～1年間】 サイバーリスク・情報漏えい総合補償プラン		サイバー攻撃を受ける等の事由により、所有、使用または管理する他人の情報の漏えいや、他人の業務を休止または阻害すること等に起因して、保険期間中になされた損害賠償請求等により生じた賠償損害および費用損害に対して保険金をお支払いする保険。	団体割引20%を導入しており、一般の契約より保険料が割安。 セキュリティ対策状況等により、最大68%の割引 まで適用可能

Ⅲ-(3).【会員サービス】情報提供サービス

メリット

会員の皆様の経営発展に資する様々な情報提供を行っています！！

■情報提供サービス一覧

No.	名称	概要	会員メリット
①	Fortis （フォルティス） ・毎週木曜日発行 ・2021年6月24日、「アグリビジネス経営塾」から名称変更	農業法人の経営に役立つ法務や税務、労務、販売戦略などのテーマを週替わりで連載します。号末の「お知らせ」欄には、会合・セミナー等の開催情報や、当協会からお伝えしたい最新情報を集約してお届けします。	協会動向や最新の農業経営に役立つニュースがタイミング良く得られます。
②	農業情報おまとめ情報便 （夏冬発行）	賛助会員およびアグリサポート倶楽部会員の商品・サービス等の情報を協会がとりまとめて、会員の皆様に一括して封書で発送するサービスです。（WEB申込）	企業の持つ商品等の最新情報を業種ごとに見やすく入手できます。
③	経営支援情報提供 ・経営支援プロジェクトニュース（不定期発行） ・技術ニーズ・シーズのマッチング	商談会や海外展示場/海外視察/金融機関の新商品等について、経営支援プロジェクトニュース（不定期発行）として会員の皆様に都度情報発信を行います。 アグリサポート倶楽部会員等の経済界企業の技術シーズと会員のニーズをマッチングする支援を行っています。	会員ならではの割引料金や優待料金でご利用いただける様々なイベント等の情報提供や、経営発展、新技術導入に資する支援を行っています。
④	信用情報調査サービス	大手信用調査会社のサービスを利用し、新たな取引を始めるとき、既存の取引を拡大するときなど、取引先企業に関する参考情報を提供します。 ※全ての企業を網羅するものではありません。	相手先の簡単な情報（社名・住所等）のみで手軽にスピーディに参考情報を取得できます！

Ⅲ-(3).その他ご利用いただいている主な事業・サービス等

名称	概要
■ 農業インターンシップ事業 (農林水産省補助事業) 	学生や社会人が農業法人等でインターンシップ(就業体験)を行うことにより、農業への理解の促進や、就職先として農業という業界を知っていただくこと、就職後の農業界への定着率の向上を図ることを目的として実施しています。 受入先農業法人においては人材獲得・採用活動の一環としてインターンシップ生を受け入れることで円滑な雇用につながる場合があります。 【概要】 ①体験コース:ア.一般体験コース、イ.社会人週末体験コース ②体験期間:2日以上から6週間以内で通年可能 ③受入の費用:体験中の食費・宿泊費は全額受入先で負担(原則、住込み。ただし体験者、受入先双方が合意の場合通勤も可とする) ④受入の助成:受入法人には体験期間に応じて助成金を交付、体験者には傷害保険を事業費で付与
■ 農作業安全基礎研修会 	【注】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合型の研修は開催を見合わせております。 令和2年度に実施したWeb配信研修会をもとに農作業安全衛生に資する講義を収録したDVD教材((一社)全国農業改良普及支援協会と協力)を都道府県農業法人組織に配布しています。また、<u>当協会会員専用HPIにDVD収録動画を掲載し、都道府県組織や会員法人の社内で行う農作業安全研修等にご利用いただけます。</u>そのほか、希望に応じて研修講師の紹介や各種情報提供を行っています。
■ 外国人技能実習生受入事業 ■ 技能実習生研修事業 ■ 特定技能支援事業 	【外国人技能実習生受入事業】 会員における主に農業分野の外国人技能実習生の受入を支援。一般監理団体として制度の適正な運営・円滑な受入れ支援の推進を図っています。 【外国人技能実習生農業研修会】 農業分野に従事する技能実習生が農業分野の専門知識、用語、日本における農業一般知識を習得することを支援する研修事業を行っています。 【特定技能支援事業】 登録支援機関として、令和4年3月に技能実習を終了する実習生から、特定技能への申請・支援を開始する予定です。当協会が監理した実習修了予定者の紹介が可能で、人材派遣会社と連携し、特定技能外国人の人材派遣にも対応いたします。

Ⅲ－(3). アグリサポート倶楽部の各種サービス

●アグリサポート倶楽部（略称「ASC」）とは？

- 当協会の活動に賛同し「農業法人の応援団」となって頂く企業等がASC会員です。（要審査。令和4年3月現在159社※1頁参照）
- 当協会では、ASC会員と全国各地で農業経営に励んでいる正会員との交流・提携及び相互理解を深めて頂くため、各種サービスを用意しております。

●ASCの各種サービス例

届けるサービス

ASC会員から正会員へ商品サービス等のお役立ち情報が届きます。

【有料情報提供サービス】

商品紹介やアンケート等を正会員に発信できる有料情報提供サービスです。夏冬定期発行の「おまとめ便」と、随時発行の「耳より情報」により情報提供します。（18頁参照）

交流できるサービス

ASC会員と正会員、又は関係者同士の交流ができます。

【オンライン交流会】

正会員とASC会員が講師でご登壇したり、ご参加頂けるオンライン交流会を開催企画しております。（不定期の開催）

【お申込み先・サービス詳細について】

▶専用サイト https://hojin.or.jp/standard/standard_category/support_club/

（ご参考）ASCのご案内チラシ



